

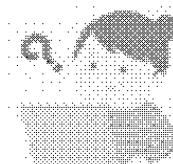
広報とやま 平成29年(2017年)2月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

事例

インターネットで「パソコンを使って月10万円稼げる」という在宅ワークの広告を見て、申し込んだ。事前課題を提出すると合格し、研修報酬として5千円を受け取った。

その後、担当者から「仕事をするには初期費用として40万円が必要」と言わされたが、お金がないので断った。しかし、「仕事をすればすぐに取り戻せる」と言われ、無理をして支払ったが、説明と違って全く仕事が来ない。



～在宅ワーク希望者に高額な初期費用を 払わせる内職商法にご注意～

□消費生活センター ☎443-2047

在宅ワークを紹介する事業者から、初期費用として金銭をだまし取られる被害が相次いでおり、消費者庁が事業者名を公表して注意を呼びかけています。在宅ワークを希望する場合は、事業者選びに十分注意しましょう。

アドバイス

- ・お金が必要なことをあらかじめ明示せず、契約時に突然、多額の支払いを求める事業者には注意しましょう。
- ・将来の利益を保証したり、返金保証をうたったりして勧誘する事業者には注意しましょう。

►►►消費生活センター相談受付時間…土日祝を含む毎日10:00～18:30(年末年始およびCIC休館日は除く)